

お泊まりデイに指針

厚労省方針

届け出制も促進

デイサービス施設が雇用の利用者を宿泊させる「お泊まりデイ」について、厚生労働省は利用定員などを定めたガイドラインをつくる方針を明らかにした。来年4月に都道府県などに通知し、サービスの質の向上を図っていく。同時に届け出制の導入も促す。

28日に市町村の介護保険担当課長を対象に開いた会議で表明した。

お泊まりデイは、介護保険のデイサービスを提供する通所介護事業所が、介護

の利用者を宿泊させる「お泊まりデイ」について、厚生労働省は利用定員などを定めたガイドラインをつくる方針を明らかにした。来年4月に都道府県などに通知し、サービスの質の向上を図っていく。同時に届け出制の導入も促す。

一部では狭い部屋に高齢者が詰め込まれているといった指摘がある。

このため、厚労省は利用定員や1人当たりの床面積、職員配置の基準を示したガイドラインを作成。通所介護事業所を管轄する都道府県と指定市、中核市に通知する。施設の実態把握とチェック機能の強化のため、お泊まりデイの届け出

3歳以上人口の増加率以下にすることも正式に求めた。

また来年度から新規入所

が原則、要介護3以上に絞られる特別養護老人ホームについても、要介護1、2

の人が特例で入所できる基準も示した。

①認知症で行動や意思疎通が困難②精神障害がある③家族

による虐待が疑われる④独居

制の導入も求めていく。

一方、厚労省はこの日の

会議で、6月に成立した地

域医療・介護推進法に基づき、来年度から市町村に移

管される要介護度の低い

「要支援」者向け事業の運

用を定めたガイドラインも示した。このなかで、総費

の増加を、各市町村の75

歳以上人口の増加率以下に

することも正式に求めた。

また来年度から新規入所

が原則、要介護3以上に絞

られる特別養護老人ホーム

についても、要介護1、2

の人が特例で入所できる基

準も示した。

①認知症で行

動や意思疎通が困難②

精神障害がある③家族

による虐待が疑われる④独

居や老若介護などで介護で

て、在宅での生活が困難

の四つで、この場合は

制の導入も求めていく。

一方、厚労省はこの日の

会議で、6月に成立した地

域医療・介護推進法に基づき、来年度から市町村に移

管される要介護度の低い

「要支援」者向け事業の運

用を定めたガイドラインも示した。このなかで、総費

の増加を、各市町村の75

歳以上人口の増加率以下に

することも正式に求めた。

また来年度から新規入所

が原則、要介護3以上に絞

られる特別養護老人ホーム

についても、要介護1、2

の人が特例で入所できる基

準も示した。

①認知症で行

動や意思疎通が困難②

精神障害がある③家族

による虐待が疑われる④独

居や老若介護などで介護で

て、在宅での生活が困難

の四つで、この場合は

制の導入も求めていく。

一方、厚労省はこの日の

会議で、6月に成立した地

域医療・介護推進法に基づき、来年度から市町村に移

管される要介護度の低い

「要支援」者向け事業の運

用を定めたガイドラインも示した。このなかで、総費

の増加を、各市町村の75

歳以上人口の増加率以下に

することも正式に求めた。

また来年度から新規入所

が原則、要介護3以上に絞

られる特別養護老人ホーム

についても、要介護1、2

の人が特例で入所できる基

準も示した。

①認知症で行

動や意思疎通が困難②

精神障害がある③家族

による虐待が疑われる④独

居や老若介護などで介護で

て、在宅での生活が困難

の四つで、この場合は

制の導入も求めていく。

一方、厚労省はこの日の

会議で、6月に成立した地

域医療・介護推進法に基づき、来年度から市町村に移

管される要介護度の低い

「要支援」者向け事業の運

用を定めたガイドラインも示した。このなかで、総費

の増加を、各市町村の75

歳以上人口の増加率以下に

することも正式に求めた。

また来年度から新規入所

が原則、要介護3以上に絞

られる特別養護老人ホーム

についても、要介護1、2

の人が特例で入所できる基

準も示した。

①認知症で行

動や意思疎通が困難②

精神障害がある③家族

による虐待が疑われる④独

居や老若介護などで介護で

て、在宅での生活が困難

の四つで、この場合は

制の導入も求めていく。

一方、厚労省はこの日の

会議で、6月に成立した地

域医療・介護推進法に基づき、来年度から市町村に移

管される要介護度の低い

「要支援」者向け事業の運

用を定めたガイドラインも示した。このなかで、総費

の増加を、各市町村の75

歳以上人口の増加率以下に

することも正式に求めた。

また来年度から新規入所

が原則、要介護3以上に絞

られる特別養護老人ホーム

についても、要介護1、2

の人が特例で入所できる基

準も示した。

①認知症で行

動や意思疎通が困難②

精神障害がある③家族

による虐待が疑われる④独

居や老若介護などで介護で

て、在宅での生活が困難

の四つで、この場合は

制の導入も求めていく。

一方、厚労省はこの日の

会議で、6月に成立した地

域医療・介護推進法に基づき、来年度から市町村に移

管される要介護度の低い

「要支援」者向け事業の運

用を定めたガイドラインも示した。このなかで、総費

の増加を、各市町村の75

歳以上人口の増加率以下に

することも正式に求めた。

また来年度から新規入所

が原則、要介護3以上に絞

られる特別養護老人ホーム

についても、要介護1、2

の人が特例で入所できる基

準も示した。

①認知症で行

動や意思疎通が困難②

精神障害がある③家族

による虐待が疑われる④独

居や老若介護などで介護で

て、在宅での生活が困難

の四つで、この場合は

制の導入も求めていく。

一方、厚労省はこの日の

会議で、6月に成立した地

域医療・介護推進法に基づき、来年度から市町村に移

管される要介護度の低い

「要支援」者向け事業の運

用を定めたガイドラインも示した。このなかで、総費

の増加を、各市町村の75

歳以上人口の増加率以下に

することも正式に求めた。

また来年度から新規入所

が原則、要介護3以上に絞

られる特別養護老人ホーム

についても、要介護1、2

の人が特例で入所できる基

準も示した。

①認知症で行

動や意思疎通が困難②

精神障害がある③家族

による虐待が疑われる④独

居や老若介護などで介護で

て、在宅での生活が困難

の四つで、この場合は

制の導入も求めていく。

一方、厚労省はこの日の

会議で、6月に成立した地

域医療・介護推進法に基づき、来年度から市町村に移

管される要介護度の低い

「要支援」者向け事業の運

用を定めたガイドラインも示した。このなかで、総費の増加を、各市町村の75歳以上人口の増加率以下にすることも正式に求めた。

また来年度から新規入所

が原則、要介護3以上に絞

られる特別養護老人ホーム

についても、要介護1、2

の人が特例で入所できる基

準も示した。

①認知症で行

動や意思疎通が困難②

精神障害がある③家族

による虐待が疑われる④独

居や老若介護などで介護で

て、在宅での生活が困難

の四つで、この場合は

制の導入も求めていく。

一方、厚労省はこの日の

会議で、6月に成立した地

域医療・介護推進法に基づき、来年度から市町村に移

管される要介護度の低い

「要支援」者向け事業の運

用を定めたガイドラインも示した。このなかで、総費の増加を、各市町村の75歳以上人口の増加率以下にすることも正式に求めた。

また来年度から新規入所

が原則、要介護3以上に絞

られる特別養護老人ホーム

についても、要介護1、2

の人が特例で入所できる基

準も示した。

①認知症で行

動や意思疎通が困難②

精神障害がある③家族

による虐待が疑われる④独

居や老若介護などで介護で

て、在宅での生活が困難

の四つで、この場合は

制の導入も求めていく。

一方、厚労省はこの日の

会議で、6月に成立した地

域医療・介護推進法に基づき、来年度から市町村に移

管される要介護度の低い

「要支援」者向け事業の運

用を定めたガイドラインも示した。このなかで、総費の増加を、各市町村の75歳以上人口の増加率以下にすることも正式に求めた。

また来年度から新規入所

が原則、要介護3以上に絞

られる特別養護老人ホーム

についても、要介護1、2

の人が特例で入所できる基

準も示した。

①認知症で行

動や意思疎通が困難②

精神障害がある③家族

による虐待が疑われる④独

居や老若介護などで介護で

て、在宅での生活が困難

の四つで、この場合は

制の導入も求めていく。

一方、厚労省はこの日の

会議で、6月に成立した地

域医療・介護推進法に基づき、来年度から市町村に移

管される要介護度の低い